

福島県内きのこ原木産業の復興を求める意見書

平成23年3月11日の原発事故後、県内の森林は放射能物質で著しく汚染され、比較的空間線量の低い石川地方から産出されるきのこの原木さえ、基準値をはるかに超えるセシウム濃度が測定されている。

原木から栽培されたきのこも、摂取制限の基準値をはるかに超えるものがでるなど、現在も一部の市町村において摂取、出荷制限がかかっている。

原木の流通再開に向けて、原木の洗浄を試みましたが、洗浄機の性能も悪く思うようには至っていない。また洗浄した原木を使用して生産されたきのこからもセシウムが測定されるなど、厳しい結果となっている。東京電力へは、洗浄に関する経費、生産されたきのこに対する損害賠償を要求しましたが、賠償できないとの回答もあり、今後経営の存続、独自の除染への意気込みを摘み取られる残念な回答となっている。

このままの状態では、県内の原木産業、原木きのこ農家は、仕事も収入も次第になくなり次々と廃業へ追い込まれることとなります。当然後継者も育成することができず、地域資源を生かした山林からの産業が衰退の一途をたどるばかりである。

原木産業に携わる者は、長年の努力で「阿武隈産の原木は良質のしいたけが良く出る」との評価を得るなど、国内最大のしいたけ原木供給地と自負して供給に励んできた。さらには、雇用、収入の確保に大きな貢献をしてきたとも思っている。

山林の除染、森林の持つ機能の治山治水能力を維持するためにも、福島県にとってさらには、国にとっても大事な産業である原木産業を復興していただくための施策の推進を強く要求する。

記

1. 国・県は、企業・大学等の研究機関とし、きのこ原木林の再生、原木除染、ホダ場除染技術確立の研究を早急に推し進めること。
2. 国・県は、除染技術を推し進めるため積極的な財政支援をすること。
3. 森林再生に向けた、除染作業や除染の実証実験については、仕事が減少している原木産業従事者を優先的に雇用していくこと。
4. 国・県は独自の除染への試みに係る経費、原発事故が原因となるきのこ栽培に係る損失については、東京電力に対して速やかに損害賠償されるよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

白河市議会議長
須藤博之

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
農林水産大臣	林	芳正	殿
福島県知事	佐藤	雄平	殿